

# 時事新報

明治廿三年二月十六日 日曜  
舊曆己丑閏十二月廿七日 戊辰  
日出子卯六時三十九分

月出一千九百零八年正月廿二日  
入一千九百零八年正月廿二日

時事新報  
定期  
一  
時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價透  
過廣告料ハ左ノ如シ  
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一百五十錢○六箇月前金三  
箇月前金一百二十錢  
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限り右定價ノ外ニ  
一箇月十五錢ノ過送料ヲ受ク  
時事新報廣告料前金

一 行	五 號	活 字	仕 印 字 局	一 日	限	二 日 以 上
二 行	十 二 錢	十一 錢	十 錢五 分	大 日 迄		七 日 以 上
三 行	廿 四 錢	廿 三 錢	廿 二 錢	大 日 迄		十 日 以 上

前金八錢にして地方に郵送する分は此外も貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

新法改良第三の要點は控訴の方法即ち重罪に控訴を許したる一事あり舊法にては民事の判決は勿論刑事にても輕罪の言渡は共に控訴上告を爲すを得たれども重罪に限りては控訴を許さるの定めなりしが新法に於ては控訴院の裁判權中に「地方裁判所の第一審判決に對する控訴」とありて總て地方裁判所に於て第一審として判決したる事件は民事の訴訟ば勿論即ち刑事に至りても其輕罪なると重罪なるとて論なく一審同様に控訴を許す。

する事を得るものあり蓋し普通の見解を以てすれば罪の重きに随ひて裁判の法を鄭重にふる爲す可き筈なるに然るに從來の法にては輕罪には控訴上告を許しあがら重罪は唯上告のみにして控訴を許さるは頗る怪しむ可きが如くなれども凡る重罪の法と記すものは大抵

殺人強盜等の類にして其罪假令へ死に該らざるも其刑期の極めて長きものあれば苟も上訴の道あるに於て比幾回にても之に依りて以て萬一の僥倖を試みんとするは普通の人情に免れざる所なる可し今かしる罪人の爲めに上訴の手數を重ねるば裁判を遅延ならしむる

一方より云へば則ち可なりと雖も罪状も明白なる罪人の爲めに既に上告の道ある上に更に無用の手數を再びするは事に於て益なきのみあらず之が爲めに益々裁判事務の多端を致し隨て多人數の法官を要する事となるは勢の免れざる所にして詰り其負擔の歸する所ば無事

の眞民に外あらざれば斯る方法は決して事體の宜しさを得たるものにあらずとの説もあきにあらずして西洋諸國にても重罪に控訴を許さるの一事が各國いづれも同一様なりと云ふ尤も彼國々の法廷は陪審の制度のりて重罪などの裁斷は勿論陪審の人々を相談して決

するの風なれば多少の邊の斟酌もあるひとならん。されども兎々角に重罪に控訴を許さるは普通あるよし。然るゝ今回の新法に右の控訴は實に世界未會有の新例にして之を以て空前絶後の一一大敗真と云はざるを得。此事に就ては我輩は茲に多言するほどと承ぜず唯我

法務局の法官が事の實際よりて此大改訂の實を空ふせらん事を希望するのみ。

判權の擴張と云ひ控訴の方法と云ひ之を實行するには何れ非常の手數と莫大の費用とを要するみどならぬ西洋の法廷に正理は迅速と廉價とに在りとの言あり蓋し手數と費用とを要して得たる正理は正理の用と爲さずとの意味ある可し然りと雖も從來の日本社會は百事革創にして殊に法律裁判の如きは未だ古風の境界を免れざりし事なれば今の日本國民たる者は手數と費用とを出して裁判の正理を買はざる可らず今回的新法の如きも實際の手數と費用とは容易ならざる事ならんなれども之を以て裁判の正理を買ふの代價と見れば亦以て不平もあるかる可し而して裁判の正を致さんとするには裁判法の鄭重周密なるふとも固より必要あれども第一の要は法官の獨立にして苟も其身の獨立あきよ於ては其裁判も正あるふとを得べからず左れば我輩は今後日本の法官たるもののが上は憲法の正條より基づ下は新法の精神を體し固く其身の獨立を保ちて獨立の裁判を爲さん事を日本國民と共に希望するものなり

○陸軍省告示第三號  
本年四月ヨリ觀音崎下ノ關及對馬ヘ工兵方面支署ヲ置  
ク  
明治廿三年  
二月十五日  
陸軍大臣伯爵大山 嶽  
監視廳又於ては自今便宜のため品

川、新宿、板橋、千住の各警察署所轄の内巡回派出所、巡回査定所に於て盜難、告訴及營業其他の諸願届を接受せしむる旨本月十五日東京府下へ告示す。  
○鐵道布設假免狀下付 柏木縣下上都賀郡今市より日本鐵道會社々長奈良原繁ニ依り同線路實地測量スルコトヲ許可ス但此個免狀係例第三條ニ下付ノ日ヨリ満二箇月以内ニ私設鐵道係例第三條ニ記載スレ  
日本鐵道會社々長奈良原繁

ノートス

○経費豫算表の調査済 陸軍參謀本部にて來る二十四年度經費豫算の再調査は懇願したるに付昭十五日大藏省へ廻送せしもあり

○デルク氏政海より現はるべし 先年範罪事件の爲めに英國士人に指斥せらる政治社界を退さたる自由黨の名前

士サードヤレス、アルマ氏は再び政海に現るゝならんとの説ありしが近頃倫敦にては氏が遠からずして再び政海に出で一方の勇將と仰がるゝあらんとの噂高く氏の大敵あるバルメル・カセット新聞の主筆スナード氏は過般他新聞より英人は曾てスナード氏を

社交上の改貞者として尊敬したれども今日は虚言者として輕侮し氏が絶えず筆鋒鋭くデルク氏を誹謗するといふ事は嘸めり抑も英人中には是より前既にデルク氏の醜聞は紹介の如き遙かに過ぎざるべしと疑ふものありしに近來種々の事實現はれて氏を憎みし婦人の一連が政事上の闘争

係よりして氏の失敗を望む富有的某婦人より金を受取  
り氏を誘ひて死地に陥らしめし跡次第に世に明かなら  
んとするに至りたれば氏が潔白の身となりて政海に  
汚名を雪ぎ英にナーレスナルク氏あるを世人に知  
らしむるは遠きにあらざるべしと云へり

○北陸鐵道 同鐵道線路の難場なる木芽嶺は兼て同會社より官線に屬せしめ政府より此部分を開通わり度旨を出願中ありしが右は目下其筋にて取調中にて多分願旨を達する見込ありど又同會社株券は一旦募集済と爲り居たるも其實發起人中之を募集する資格なき人々が取扱ひたるものなれば今度從前の慰懃者と解散して更

に全般に募集せんとの評議もありと云ふ。  
○毀損爲替證書の焼棄 評議省にて是迄毀損の爲め引  
換をあしたる爲替證書は保存しありしが往々間違を生  
するふとのあるより今後は一切焼棄するふとに定めた

○歐洲通信 在柏林 飯田旗部氏寄稿  
スマンレー氏の凱陣(前編の續き) 越て千八百八十七年(明治廿年)三月十九日氏がコングー河に就きて出土の際組立てたる遠征の一隊は其總勢七百名なりとすそ

**○大藏省訓令第六號**  
明治廿二年(十二月)勅令第百二十六號金庫規則第六條  
ニ依リ中央金庫本金庫支金庫ノ現金保管出納ヲ取扱フ  
場合ニ於テ金櫃帳簿ヘ銀行本業部ト混淆セサル様判然  
區畫シ一見シテ其金庫ノ金櫃帳簿ノ藏置シアルモノム

○農商務省訓令第六號  
明治廿三年二月十五日  
大藏大臣伯爵松方正義  
北海道廳 府縣  
當省所管免許料手數料鑄山借監稅徵收順序左ノ通相定  
メ明治廿三年四月一日ヨリ施行ス

但豫算ニ關スル事項ニ限り明治廿四年度ヨリ本順亮  
ニ據ル  
明治廿三年  
二月十五日 聶商務大臣岩村通俊  
農商務省所管免許料手數料鑛山借區稅徵收順序  
第一條 農商務省所管免許料手數料鑛山借區稅ノ徵收  
ハ此頃亨ニ據ル北海道舊守系圖ニ於テ之ヲ取扱フ

○第二條 収入豫算ハ明治廿二年三月閣令第十二號歳入歳出豫算概定順序及同年四月大藏省訓令第二十一號様式ニ據リ調製シ前々年度二月廿八日迄ニ農商務省ヘ送付スヘシ○第三條 歳入概算月額金庫區分表ハ明治

係よりして氏の失敗を望む富有的某婦人より金を受取  
り氏を誘ひて死地に陥らしめし跡次第に世に明かなら  
んとするに至りたれば氏が潔白の身となりて政海に  
汚名を雪ぎ英にナーレスナルク氏あるを世人に知  
らしむるは遠きにあらざるべしと云へり

○北陸鐵道 同鐵道線路の難場なる木芽嶺は兼て同會社より官線に屬せしめ政府より此部分を開通わり度旨を出願中ありしが右は目下其筋にて取調中にて多分願旨を達する見込ありど又同會社株券は一旦募集済と爲り居たるも其實發起人中之を募集する資格なき人々が取扱ひたるものなれば今度從前の慰懃者と解散して更

に全般に募集せんとの評議もありと云ふ。  
○毀損爲替證書の焼棄 評議省にて是迄毀損の爲り引  
換をあしたる爲替證書は保存しありしが往々間違を生  
するふとのあるより今後は一切焼棄するふとに定めた

○歐洲通信 在柏林 飯田旗部氏寄稿  
スマンレー氏の凱陣(前編の續き) 越て千八百八十七年(明治廿年)三月十九日氏がコングー河に就きて出土の際組立てたる遠征の一隊は其總勢七百名なりとすそ